

# 財団法人地球環境財団寄付行為

## 第 1 章 総則

### (名称)

- 第 1 条** 本財団は、財団法人地球環境財団と称する。  
その英文は The Foundation for Earth Environment とする。

### (事務所)

- 第 2 条** ① 本財団は、主たる事務所を東京都中央区銀座 6-17-2 ビルネット館 2  
303 号室に置く。  
② 本財団は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

### (目的)

- 第 3 条** 本財団は、自然環境の破壊をはじめとする地球的規模の環境の荒廃を憂い、かけがえのない地球を、清浄な水と大気と緑に恵まれた美しい惑星として次の世代に継承させるため、環境保全に関する事業を総合的に行うことを目的とする。

### (事業)

- 第 4 条** 本財団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 地球の生態系保持及び自然保護等環境保全のための普及啓発事業
  - (2) 自然環境の保全に関する活動を行っている団体、研究機関、ボランティアグループに対する支援事業
  - (3) 地球規模の環境問題に関する研究・調査事業
  - (4) 自然保護等環境問題に対する国民の意識調査に関する事業
  - (5) 本財団の目的普及のための機関紙、図書の刊行に関する事業
  - (6) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 財産及び会計

### (財産の構成)

**第5条** 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる果実
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 会費収入
- (6) その他の収入

### (財産の種別)

**第6条** ① 本財団の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

② 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

③ 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

### (財産の管理)

**第7条** ① 本財団の財産は理事長が管理し、その方法は理事長が作成し、理事会が議決する。

② 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れるか、確実な信託会社に信託するか、又は国債、公債等確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

### (基本財産の処分の制限)

**第8条** 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、本財団の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ環境大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

### (経費の支弁)

**第 9 条** 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

**(事業計画及び予算書)**

**第 10 条** 本財団の事業計画及びこれに伴う予算は理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、環境大臣に届けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

**(暫定予算)**

**第 11 条** ① 前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

② 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

**(事業報告及び収支計算)**

**第 12 条** 本財団の事業報告及び収支計算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査及び理事会の議決を経て、財産の総額に変更が生じた場合には、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、その会計年度終了後3ヵ月以内に環境大臣に報告しなければならない。

**(義務の負担及び権利放棄)**

**第 13 条** 収支予算で定めるものを除くほか、本財団が新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、環境大臣の承認を受けなければならない。

**(会計年度)**

**第 14 条** 本財団の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

## **第 3 章 役員**

**(役員の種類)**

**第 15 条** 本財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上 10名以内

(2) 監事 1名以上 2名以内

## (役員を選任等)

- 第16条**
- ① 理事及び監事は、評議員会において選任する。
  - ② 理事は互選により、会長1名、理事長1名を選任するほか、必要に応じて副理事長1名、専務理事又は常務理事3名以内を選任することができる。
  - ③ 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。
  - ④ 理事1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
  - ⑤ 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
  - ⑥ 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を環境大臣に届け出なければならない。
  - ⑦ 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を環境大臣に届け出なければならない。

## (役員職務)

- 第17条**
- ① 会長は、本財団を代表し、その業務を総理する。
  - ② 理事長は、本財団を代表し、会長の意を受けて本財団の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
  - ③ 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
  - ④ 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を統括し、理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
  - ⑤ 常務理事は、業務を処理し、専務理事の欠けたときは、その職務を代行する。
  - ⑥ 理事は、理事会を構成し、この寄附行為の定めるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。
  - ⑦ 監事は、次の業務を行う。
    - (1) 財産の状況を監査すること
    - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
    - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は環境大臣に報告すること

- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること

#### (役員任期)

- 第18条** ① 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- ② 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- ③ 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員解任)

- 第19条** ① 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- ② 前項の場合、理事会及び評議員会において、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員報酬)

- 第20条** ① 役員は、有給とすることができる。
- ② 役員には、費用を弁償することができる。
- ③ 役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事長が作成し、理事会が議決する。

## 第4章 理事会

#### (構成)

- 第21条** 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

- 第22条** 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関する重要な事項を議決する。

### (招集)

- 第 23 条** ① 理事会は、理事長が招集する。
- ② 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。
- ③ 定例理事会は、毎年 2 回これを招集する。
- ④ 臨時理事会は、次の場合に招集する。
- (1) 理事長が必要と認めた場合
- (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上の理事が、付議すべき事項を示して請求した場合
- ⑤ 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的である事項、その内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって 7 日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

### (議長)

- 第 24 条** 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (定足数)

- 第 25 条** 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

- 第 26 条** ① 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ② 理事会が公益を目的とする業務以外の事業に関する事項を議決するときは、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を必要とする。

### (書面表決等)

- 第 27 条** 止むを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、当該理事は理事会に出席したものとみなす。

### (議事録)

- 第 28 条** ① 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決の委任者については、その旨を付記すること）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及び結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- ② 議事録には、議長のほか、その会議に出席した理事のうちから選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

### （評議員）

- 第29条**
- ① 本財団に、評議員9名以上12名以内を置く。
  - ② 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
  - ③ 評議員は、役員を兼ねることができない。
  - ④ 評議員には、第18条、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

### （評議員会）

- 第30条**
- ① 評議員会は、評議員をもって構成する。
  - ② 評議員会は、理事長が招集する。
  - ③ 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
  - ④ 評議員会は、この寄附行為の定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
  - ⑤ 評議員会には、第8条、第10条、第12条、第13条、第26条第2項、第34条及び第35条に関する事項について意見を述べる。
  - ⑥ 評議員会には、第25条、第26条第1項、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるもの

とする。

- ⑦ 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は理事会で定める。

## 第6章 事務局

### (設置)

- 第31条** ① 本財団の事務を処理するため、事務局を置く。  
② 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。  
③ 事務局長及び職員は、理事長が任免する。  
④ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が作成し、理事会が議決する。

### (備付け書類及び帳簿)

- 第32条** 本財団は、主たる事務所に、民法第51条に規定するもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。
- (1) 寄附行為
  - (2) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
  - (3) 許可、許可等及び登記に関する書類
  - (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
  - (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (6) 財産及び負債の状況を示す書類
  - (7) その他必要な書類及び帳簿

## 第7章 賛助会員

### (賛助会員)

- 第33条** 本財団の賛助会員は、本財団の目的及び趣旨に賛同し、協力する団体、法人又は個人とし、賛助会員に関する規程は理事会において別の規則をもって定めるものとする。

## 第8章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

**第34条** この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ環境大臣の認可を得なければ変更することができない。

### (解散)

**第35条** 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の認可があったとき解散することができる。

### (残余財産の処分)

**第36条** 本財団が解散のときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の認可を経て、本財団と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第9章 補則

### (委任)

**第37条** この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

1. この寄附行為は、本財団の設立許可があった日から施行する。
2. 本財団の設立初年度の事業計画及び予算書は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
3. 本財団の設立初年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和62年9月30日までとする。
4. 本財団の設立当初の役員は、第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、昭和62年9月30日までとする。
5. 設立許可 昭和62年1月29日 (環境庁認可証 環自企第29号)  
改正 平成7年2月2日 (環境庁認可証 環自企第39号)  
改正 平成9年11月21日 (環境庁認可証 環自企第533号)  
改正 平成10年2月18日 (環境庁認可証 環自企第50号)  
改正 平成12年11月27日 (環境庁認可証 環自企第622号)  
改正 平成13年3月28日 (環境省認可証 環自総第124号)  
改正 平成20年3月24日 (環境省認可証 環自総第004号)  
改正 平成20年12月17日 (環境省認可証 環自総発第081216005号)  
改正 平成23年2月3日 (環境省許可証 環自総発第110203002号)

この定款は原本と同じものである。

財団法人 地球環境財団

理事長 嶋 矢 志 郎 (印)